

## 令和3年度土木工事共通仕様書等の主な改正概要

### 1. 土木工事共通仕様書

#### ① 押印省略に関する改正

- ・書面により提出等を行う場合の署名や押印を不要とする。(1-1-1-2 書面)  
(印刷等の記名を有効とするが、機器材搬入検査願、段階確認書においては、監督員が確認したことがわかるように記号、署名、押印等で記載すること。改正帳票参照。)  
(補足)記号とは、監督員が後に自筆と判別可能なものとする。

#### ② 事務の簡素化に関する改正

- ・変更時から工事完成時の間が10日間に満たない場合の省略できる行為を提出から登録に変更する。(1-1-1-5)

#### ③ その他

- ・改正した工事請負契約書の条番号との整合を図る。
- ・国土交通省の告示等年月日を最新のものに更新。(1-1-1-25, 3-1-1-10)

#### ④ 第12編 下水道管きょ編改正

- ・適用すべき諸基準を最新のものに更新。
- ・管布設工 リブ付き硬質塩化ビニル管、ポリエチレン管追記。  
(12-1-5-5, 12-1-5-6)
- ・小口径推進工 泥土圧推進工、ボーリング推進工追記。(12-2-3-13, 12-2-3-14)
- ・管きょ更生工追記。(12-5-1~12-5-5)
- ・材料関係 陶管削除、ボックスカルバート追記、リブ付小型マンホール追記。  
(12-1-3, 12-6-2)

### 2. 請負工事の提出様式

#### ・事務の簡素化に係る押印欄の削除

(印刷等の記名を有効とするが、機器材搬入検査願、段階確認書においては、監督員が確認したことがわかるように記号、署名、押印等で記載すること。改正帳票参照。)

(補足)記号とは、監督員が後に自筆と判別可能なものとする。

### 3. 請負工事の提出書類及び施工等における注意点(土木)

- ・工事打合簿において、監督員、現場代理人の印刷等の記名を有効とする。  
ただし、甲、乙同じ書面を所持し、互いに了解済みであること。